

フードバンク活動団体設備導入支援事業補助金 募集要領

1 制度の趣旨

本補助金は、食料・エネルギーの高騰の影響を受けることも食堂や生活に困窮した子育て世帯等に対して安定した食料支援を図るため、県内のフードバンク活動団体が行う食料の保管体制を強化する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 募集期間

令和6年1月10日（水）～令和6年2月9日（金）（必着）

3 補助対象事業

フードバンク活動団体を実施する、食料の保管体制を強化するための大型（プレハブ）冷凍・冷蔵設備を設置する事業です。

補助対象経費の内容、補助率及び上限額及び下限額は次のとおりです。

補助金申請額の合計が予算額を上回った場合は、調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

区 分	補助対象経費の内容	補助率	上限額・下限額
冷凍・冷蔵設備の設置	・ 冷凍・冷蔵設備本体の購入に要する経費（設置に要する経費（運搬料、設置工事費 ^{※1} ）及び整地費用を含む）	10/10 以内	大型（プレハブ）冷凍・冷蔵倉庫1台につき次のとおりとする。 上限額：450万円 下限額：185万円

※¹ 補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費とする。

4 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件を全て満たす必要があります。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 県内に本部を置く、法人格を有する非営利団体であること。

イ 法人格を有しない任意団体にあつては、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

① 県内に主たる事務所の定めがあること。

② 代表者の定めがあること。

③ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

④ 年度ごとに事業計画書・報告書、収支予算書・決算書等（これらの定めがない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

(2) 法人の定款または団体の組織運営に関する規程等においてフードバンク活動に類する事業の実施を明記していること。

(3) 県内に複数の活動拠点を有し、広域的にフードバンク活動を実施している団体であること。

(4) 過去3年以上、年間を通して次に掲げる全ての活動実績を有すること。

ア 信州こどもカフェ、こども食堂などの複数の地域拠点に食料を配付又は配送をしていること。

イ 子育て世帯に対し個別に食料を配付又は配送をしていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他知事が適当でないと認める者

※本補助金における「フードバンク活動」とは「生産者又は製造、流通等の事業者から、市場に流通させることができない食品、家庭から余剰になった食品の提供を受けて、必要とする福祉施設や生活に困窮する家庭等に無償で提供する一連の活動」とします。

5 応募方法

(1) 事業計画承認申請書の提出

補助金の交付を受けようとする場合は、補助金の交付申請に先立ち、実施しようとする事業の計画について、知事の承認を受ける必要があります。

この承認を受けようとする場合は、2の募集期間内（令和6年2月9日（金）まで）に「事業計画承認申請書（様式第1号）」と下記の関係書類を提出してください。（様式は下記ホームページからダウンロードできます。）

関係書類	
1	導入設備別申請額一覧（様式1-1号）
2	事業実施計画書（様式1-2号）
3	団体等の概要及び活動状況（様式1-3号）
4	法人の定款又はこれらに代わるべき規程の写し
5	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書（原本）、証明日は計画書提出日から3か月以内のものに限る。）
6	県税の納税証明書（県税事務所において発行する未納がない証明書。証明日は計画書提出日から3か月以内のものに限る。）
7	事業実施に支障がないことを証する書類 （当該年度予算書の写し、補正予算による場合は理事会議事録等の予算措置が可能であることが確認できる書類、又は理事長名若しくは代表者名の予算確約書（様式任意）
8	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第1-4号）
9	役員一覧（様式第1-5号）
10	補助対象経費算定根拠となるもの（見積額の比較表、2者以上から徴取した見積書の写し、導入する設備のカタログ）
11	冷蔵・冷凍設備の設置場所を示す書類（地図及び敷地図面等）
12	設備設置承諾書（様式第1-6） （建物または土地所有者と設備の設置者が異なる場合のみ提出）
13	その他補足資料

(2) 書類の提出方法

持参又は郵送で行ってください。提出の際は紙媒体で1部提出してください。

※紛失等を防ぐため、封筒には「フードバンク活動団体設備導入支援事業補助金申請書類
在中」と記入してください。

(3) 提出先

長野県 県民文化部子ども若者局 次世代サポート課青少年育成係

〒380-8570

住 所：長野県長野市大字南長野字幅下692-2

電 話：026-235-7210

(4) ホームページ URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/food/20240104.html>

6 交付スケジュール（予定）

令和6年1月10日（水） 募集開始

令和6年2月9日（金） 募集締切

【申請書類の審査（必要に応じてヒアリングを実施）】（申請内容により、以下のスケジュールが変動する場合があります。）

令和6年2月中旬～2月下旬 事業認定（不承認）の決定、通知

令和6年2月下旬～3月上旬 事業者による交付申請書提出

令和6年3月中旬～3月下旬 交付決定、事業開始

～6月末 事業完了（予定）

7 その他

- ・補助金に関する手続に当たっては、この要領のほか、交付要綱を確認し、内容を十分理解した上で申請を行ってください。
- ・提出された書類は返却しませんので、コピーを取るなど、控えを保管してください。
なお、申請書類は本件に係る交付決定等補助金の交付に係る事務のみに使用し、他の目的には使用しません。
- ・必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- ・申請等に要する経費は、全て申請者の負担とします。

8 お問い合わせ先

長野県県民文化部子ども若者局 次世代サポート課 青少年育成係

電 話：026-235-7210

電子メール：seisyo@pref.nagano.lg.jp